取締役の任期短縮の定款変更による退任および不再任と会社法 339 条 2 項の類推適用

【文 献 種 別】 判決／東京高等裁判所
【裁判年月日】 令和 8 年 1 月 15 日
【事 件 番 号】 令和 7 年（ネ）第 3638 号
【事 件 名】 損害賠償請求控訴事件
【裁 判 結 果】 棄却
【参 照 法 令】 会社法 339 条 2 項
【掲 載 誌】 金判 1745 号 8 頁
◆ LEX/DB 文献番号 25640113

中央大学教授 **尾関幸美**

事実の概要

Y 株式会社（一審被告・被控訴人兼控訴人、以下「Y 社」とする）は、平成 22 年 10 月に設立されたコンストラクションマネジメント業務等を行う非取締役会設置会社であり、代表取締役 A、取締役 B が置かれていた。X（一審原告・控訴人兼被控訴人、以下「X」とする）は司法書士資格を有し、平成 31 年 1 月 1 日に Y 社との間で雇用契約を締結し、従業員（企画管理本部長）として入社した。同日、X が代表取締役を務める有限会社 C と Y 社との間で、管理部門の業務改善・構築アドバイザリー契約が締結された。その後、X は令和元年 10 月 1 日に Y 社の取締役に就任し、使用人兼務取締役として従業員給与月額 20 万円および役員報酬月額 15 万円（後に 20 万円に改定）の支給を受けていた。

X は、令和 4 年 3 月 18 日の株主総会で取締役に再任されたため、当初予定されていた任期満了は令和 6 年 3 月の定時株主総会終結時であった。しかし、Y 社は令和 4 年 10 月 18 日の臨時株主総会において、取締役の任期を 1 年に短縮する定款変更（以下「本件定款変更」とする）を行った。X は司法書士として手続に関与したものの、自身が次期定時株主総会で再任されないとは認識していなかった。令和 5 年 1 月 26 日に、B は X に次期定時株主総会で取締役として再任する意向がない旨を告げ、同年 2 月 15 日に、同年 3 月 20 日付での退職勧奨および業務委託契約の解除を通知した。そして、令和 5 年 3 月 20 日の定時株主総会において、X は取締役に再任されず、同株主総会の終結をもって短縮された任期満了により退任した。なお、X の退任後に後任の取締役は選任されなかった。

X は、本件定款変更およびその後の不再任は実質的な解任に当たり、任期への期待が不当に侵害されたとして、会社法 339 条 2 項の類推適用に基づき、当初の任期満了時までの残任期 1 年分の報酬等相当額 2170 万 8334 円の損害賠償を Y 社に請求した。原審[1)]は同項の趣旨に鑑み、任期途中の定款変更による任期短縮と不再任に対しても類推適用を肯定し、770 万円および遅延損害金の限度で認容した。

X・Y 社双方が控訴したが、東京高裁は双方の控訴を棄却し、原審の結論を維持した。

判決の要旨

控訴棄却（確定）。

1 会社法 339 条 2 項の類推適用の可否

「会社法 339 条 2 項……の趣旨は、株主に解任の自由を保障するとともに、他方で取締役の任期に対する期待を保護して両者の調整を図る点にある。当該趣旨は、取締役の任期途中に任期を短縮する旨の定款変更がされ、本来の任期前に取締役から退任させられたが、取締役として再任されず、この定款変更及び不再任が解任と同視できるような場合、その取締役については、株主総会決議により取締役の任用契約時に予定されていた任期を短縮する点で同様に当てはまるというべきである。したがって、そのような取締役は、会社が

当該取締役を再任しなかったことについて正当な理由がある場合を除き、会社に対し、会社法 339 条 2 項の類推適用により、再任されなかったことによって生じた損害の賠償を請求することができると解するのが相当である。」

2　解任と同視できる場合

「本件定款変更は、Y 社が、X を翌年 3 月の定時株主総会で退任させることを意図したものであると認められるから、本件定款変更及びその後の不再任は、解任と同視できるというべきである。」

3　不再任における正当な理由の存否

「しかしながら、……不再任について正当な理由があるとは認められないことは、原判決……で認定説示するとおりである。」

4　損害の範囲および額の算定

「会社法 339 条 2 項類推適用に基づき賠償されるべき再任されなかったことによって生じた損害の範囲は、取締役として任期短縮がなければその残存期間に得られたであろう利益及び任期満了時に得られたであろう利益の喪失による損害であると解されることは、原判決……で説示したとおりであるから、上記の損害の範囲には、本件雇用契約及び本件業務委託契約に係る利益は含まれないというべきである。」

「……X の役員報酬額は月額 20 万円と認められるのであるから、この報酬を基準として役員退職慰労金規程に基づいてその損害が認められるべきである。」

判例の解説

一　先例としての意義

本判決は、任期途中における任期短縮の定款変更による退任とそれに伴う不再任について、会社法 339 条 2 項の類推適用を認め、会社の損害賠償責任を肯定した事案である。

原審は、会社法 339 条 2 項の趣旨が任期途中の定款変更による任期短縮により本来の任期前に退任させられた取締役にも当てはまるとし、定款変更決議の理由が取締役の退任を目的としているか否かは類推適用の可否に直ちには影響しないと判示した。これに対し、本判決は原審の結論を維持しつつも規範を修正し、定款変更および不再任が解任と同視できるような場合に類推適用を認めるという限定的な判断枠組みを示した。

すなわち、合併における消滅会社などの組織再編や、ガバナンス改革を目的とする機関設計の変更のための定款変更による役員の退任と、特定の取締役を任期途中で意図的に排除する目的の定款変更とを峻別し、後者に限って会社法 339 条 2 項の類推適用を認めた点に、本判決の先例的意義があると考えられる。

また、取締役の解任の正当な理由を否定して、同項の類推適用を認めた事例としても意義がある。

二　会社法 339 条 2 項類推適用の可否と解任と同視できる場合の判断基準

1　類推適用の根拠と原審の修正

会社法 339 条 2 項は、株主総会の決議によって取締役をいつでも解任できるとする原則（同条 1 項）を前提としつつ、解任された取締役に正当な理由がない限り、会社に対する損害賠償請求を認めている。その趣旨は、株主による解任の自由を保障する一方で、任期を通じて職務を執行し報酬を得られるという取締役の任期に対する正当な期待を損害賠償によって金銭的に保護し、両者の利害の調整を図る点にあると解されている[2)]。

ところで、取締役の在任中に任期を短縮する定款変更決議がなされた場合、変更後の定款規定は在任中の取締役にも直ちに適用されるため、短縮後の任期を満了した取締役は、本来予定されていた任期の終了を待たずして当然に退任することになると解するのが一般的である[3)]。このように任期途中で退任を余儀なくされ、かつ再任されなかった取締役について、会社法 339 条 2 項を類推適用して保護を図るべきかが問題となる。

この点につき、東京地判平 27・6・29[4)] は、同項の趣旨は任期短縮の定款変更により本来の任期前に退任させられ再任されなかった者にも同様に当てはまるから、そのような取締役は、会社が当該取締役を再任しなかったことについて正当な理由がある場合を除き、会社に対し、同項の類推適用により、再任されなかったことによって生じた損害の賠償を請求できると判示した。本件原審も基本的にはこれを踏襲したものと解される。また、東京地判令 6・5・29[5)] も、一般論としては

同趣旨を述べていた。

他方、名古屋地判令元・10・31[6]は、当該事案において定款変更による任期短縮に当該取締役を退任させることが目的に含まれていたと認められることから、同項が類推適用される余地があると判示して、退任の事実から直ちに類推適用を導くことには慎重な姿勢を示していた。前掲東京地判令6・5・29も、一般論では前掲東京地判平27・6・29の系譜に位置づけられるが、あてはめの場面においては実質的に解任を目的としたものと認めた上で類推適用を肯定していた。

学説上も、任期短縮による取締役の退任という不利益に着目しつつ、任期短縮の理由の正当性や合理性から類推適用を判断すべきとする見解[7]や、定款変更の理由のみならず特定取締役を再任しなかった個別的事情の双方を総合考慮すべきとする見解[8]など、多様なアプローチが提示されてきた。

これに対し本判決は、原審の結論を維持しつつも規範を慎重に整理し、定款変更および不再任が解任と同視できるような場合に限定して同項の類推適用を認める判断枠組みを示した。この枠組みは、実質的に二段階の検討手順を採用したものと整理できよう。すなわち、①定款変更および不再任が特定の取締役の解任と同視できるかという類推適用の前提要件と、②解任と同視できる場合に会社側に正当な理由が存在するか否かという会社の免責要件の有無の2つである。

株主総会による定款変更は高度な経営判断や機関設計の変更を伴う定款自治の行使という側面を有するため、全社的な組織再編やガバナンス改革を意図した制度改変についてまで一律に類推適用を肯定することには慎重であるべきとの考慮が働き得る。本判決は、先行裁判例や学説の議論を踏まえ、定款自治の尊重と取締役の期待保護の調整を、類推適用の前提要件の段階において試みたものと位置づけられよう。

2　本件への当てはめと学説・先例上の位置づけ

本件において認定された事実によれば、第1に、Xが任期満了により退任した定時株主総会において後任の取締役は選任されず、その後も取締役は既存の代表取締役Aおよび取締役Bの2名のままであったこと、第2に、Y社がXの不再任の理由として主張した事実（他部署への業務丸投げ、意思疎通の欠如、経営会議でのけんか腰の態度、労務管理放棄、赤字決算を招いたコスト管理懈怠）の多くが、本件定款変更決議よりも前の時点の事象であったことが指摘されている。

これらの事実関係から、本判決は、臨時株主総会議事録に記載された技術部門を含めた体制強化といった具体性を欠く定款変更の理由は直ちに採用できず、本件定款変更の実質的な目的はXを退任させる意図にあったと認め、本件定款変更およびその後の不再任は解任と同視できる特別な場合に当たると判断した。

かかるあてはめは、定款変更による任期短縮の事実から類推適用を認める立場（原審や前掲東京地判平27・6・29）とは異なり、むしろ、退任目的の介在を意識していた前掲名古屋地判令元・10・31や、実質的な解任目的を認定して類推適用を肯定した前掲東京地判令6・5・29の検討手法と軌を一にするものであり、定款変更の動機と不再任の個別的事情の双方を総合的に検討すべきとする学説とも親和性を有するといえよう。

三　不再任における正当な理由の存否

本判決は、不再任における正当な理由の意義について、解任の場合と同様に、会社において取締役としての職務の執行を委ねることができないと判断することもやむを得ない、客観的・合理的事情が存する場合や[9]、取締役としての責務の遂行を期待することが客観的に難しい状況がある場合との見解を示した[10]。

この基準に基づき、Y社が主張した前述のXの不再任理由について個別具体的に検討した結果、いずれも客観的な証拠を欠いているか、社内の明確な役割分担の不備をX個人に帰せられないものであるとし、不再任を正当化するほどの重大な事由とは認められないと判断した。

四　損害の範囲および額の算定

本判決は、会社法339条2項の類推適用に基づき賠償されるべき損害の範囲を、取締役として任期短縮がなければその残存期間に得られたであろう利益、および任期満了時に得られたであろう利益の喪失に限定されるべきであると示した。この点は、損害額の範囲に関する従来の裁判例を踏襲したものといえる[11]。

Xは雇用契約による月給20万円、C社を通じ

た業務委託契約による月額 50 万円、取締役の委任契約による月額 20 万円を合算した月額 90 万円を基礎とする残任期 1 年分の報酬を請求した。これに対し、本判決は取締役の委任契約に基づく利益のみを損害として認め、雇用契約および業務委託契約に係る利益を除外した。

その理由は、各契約は、当事者および性質を異にする別個独立の契約として締結されていること、および契約終了が不再任とは別個の原因（解雇・解除通知）によるため因果関係を欠くことが挙げられている。

五　本判決の射程と残された課題

1　本判決の射程

本判決は、取締役という機関および役職自体が存続しており、再任の客観的可能性が存在していた事案において、特定の取締役を意図的に排除する手段として任期短縮の定款変更がされた場合に、会社法 339 条 2 項の類推適用を肯定したものである。

これと対照的なのが、定款変更により機関・役職そのものを廃止した事案[12]である。監査役設置会社の定めを廃止して監査役が任期途中で退任となったが、機関設計の変更という高度な経営判断・定款自治の行使が前面に出るため、役員の再任期待保護よりも組織再編の自由が優先され、同条項の類推適用は原則として否定された。

したがって、本判決の射程は、機関・役職自体が存続しているにもかかわらず、任期短縮の定款変更を通じて実質的に特定の取締役の解任が図られた事案に妥当するものと解される。

2　残された課題と実務への示唆

本判決によれば、今後の同種の訴訟において、原告（取締役側）は任期短縮の定款変更および不再任が解任と同視できることを基礎付ける評価根拠事実（排除目的の存在など）を、被告（会社側）は定款変更の客観的必要性・合理性や不再任の正当な理由を、それぞれ主張立証すべきことになり、実務上の具体的な指針を提供したといえる。本件では、後任が選任されず取締役の員数が減少したことや、不再任理由が定款変更前の事実であったという明確な間接事実が存在したが、後任が直ちに選任された場合や、全社的なガバナンス改革（全役員の一律 1 年任期化等）が同時に進められた事案において、どの程度の客観的事実があれば排除目的が推認されるのか、その立証の基準には課題が残るように思われる。

●――注

1）東京地判令 7・6・4 金判 1745 号 17 頁、LEX/DB25624579。この評釈として、石川真衣「任期短縮の定款変更により退任した取締役の不再任の正当な理由」法教 550 号（2026 年）132 頁がある。

2）いわゆる法定責任説の立場である。大阪高判昭 56・1・30 下民 32 巻 1 ＝ 4 号 17 頁、東京地判令 7・9・16LEX/DB25626837、岩原紳作編『会社法コンメンタール (7)』（商事法務、2013 年）528 頁［加藤貴仁］。

3）上柳克郎ほか編『新版注釈会社法 (6)』（有斐閣、1987 年）41 頁［今井潔］、相澤哲ほか編『論点解説新・会社法』（商事法務、2006 年）281 頁、岩原編・前掲注 2）書 461 頁［榊素寛］。

4）東京地判平 27・6・29 判時 2274 号 113 頁。

5）東京地判令 6・5・29（令和 3 年（ワ）第 16431 号）。

6）名古屋地判令元・10・31 金判 1588 号 36 頁。同判決は、選任目的が生活保障にあり退任時までに十分な対価を得ていたこと等から「正当な理由」を認めて請求を棄却した。

7）中村信男「取締役の任期を短縮する定款変更による取締役の退任と会社法 339 条 2 項の類推適用」ひろば 69 巻 3 号（2016 年）70 頁、鳥山恭一「任期短縮の定款変更により退任させられた取締役の会社に対する損害賠償請求」法セ 739 号（2016 年）119 頁。

8）河村尚志「任期を短縮する定款変更による取締役の退任と会社法 339 条 2 項の類推適用の可否および賠償の範囲」判時 2299 号（2016 年）150 頁、髙橋均「定款変更により退任となった取締役の損害賠償」ジュリ 1496 号（2016 年）94 頁等。

9）東京地判平 29・1・26 金判 1514 号 43 頁、東京地判令 5・11・14LEX/DB25613555、東京地判令 6・2・20（令和 3 年（ワ）第 21458 号）等。

10）大阪地判平 10・1・28 労判 732 号 27 頁、東京地方裁判所商事研究会編『類型別会社法訴訟 I〔第 3 版〕』（判例タイムズ、2011 年）24 頁。

11）東京地判令 4・1・14（令和 2 年（ワ）第 2739 号）、東京地判令 3・1・15（平成 31 年（ワ）第 9499 号）等。

12）東京地判令 7・9・16LEX/DB25626837。この評釈として、笠原武朗「監査役廃止の定款変更で退任した監査役への会社法 339 条 2 項の類推適用」ジュリ 1625 号（2026 年）2 頁がある。